

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター（水処理）

4系1／4初沈流出バイパス可動堰補修工事

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている4系1／4初沈流出バイパス可動堰について、老朽化した開閉装置の補修に併せ、雨天時浸入水対策として迅速かつ確実なゲート操作が可能なように電動化を行うものである。

当該機器は、いわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見としてスピンドルや減速機の機械的耐力を熟知している必要があるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した(株)栗本鐵工所以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。